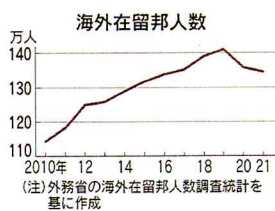


老後に海外で暮らす



海外生活先の希望ランキング

1	マレーシア
2	タイ
3	ハワイ
4	フィリピン
5	台湾

(注)ロングステイ財団の2019年調査を基に作成

シニア層が取得できる長期滞在ビザの例

名称(国)	年齢	滞在期間	主な資産条件
ロングステイビザ(タイ)	50歳以上	1年	過去3カ月の預金残高が約300万円以上または月約24万円以上の年金受給証明
マレーシア・マイ・セカンドホーム(マレーシア※)		5年	流動資産約4600万円以上、国内に定期預金約3100万円以上など
テンポラリー・リタイアメントビザ(ニュージーランド)	66歳以上	2年	国内に約6400万円を2年間投資、保有資産約4200万円など

(注)資産条件の金額は7月21日時点のレートで円換算。※サラワク州を除く

老後に海外で生活する場合の注意点

	日本の居住者	日本の非居住者
住民税(地方税)	・1月1日時点で住民票があるなど生活の本拠があれば課税対象	・1月1日時点で日本に生活の本拠がなければ課税対象外 ・居住国で地方税が発生する場合も
所得税	・国内外の所得が課税対象	・日本国内で生じた所得は原則課税対象 ・居住国で所得税が発生する場合も
医療	・公的保険の保険料が発生 ・海外療養費制度の利用が可能	・日本の公的保険の対象外。保険料なし ・現地の医療費負担が重くなる場合も

税・社会保険料、日本で発生も

「現地の人の交流が楽しく、日本に比べ生活費が安い国も多し」と神奈川県浦田町(仮)で話す。1年のうち数カ月を海外で、残りを日本で暮らす予定を定年退職した70歳の男性。夫婦でこれまでタイやニュージーランドなどに長期滞在し、現在は新型コロナウイルス感染症の影響で控えているが「要も気に入っている。コロナ禍が収まったのを再開予定」(金澤さん)だ。

海外で生活するにあたり、短期滞在から始めるのが一案。治安や医療事情、物価などを現地体験することで、長期滞在の可否をイメージしやすい。日本のパスポート所持者は観光目的で数週間、90日間の滞在であれば、査証(ビザ)が免除される国も多い。短期間滞り、より長く生活することを決めたら長期滞在ビザの条件を把握しよう。シニア向けのビザを設けている国も少なくない。各国の大使館や政府のホームページなどで情報収集できる。

海外で暮らす場合は、税・社会保険料を把握しよう。日本の税・社会保険料の対象となるかは、日本で働いている、住所があるなどして生活の本拠があるかが目安となる。住民税(地方税)は1月1日時点で住民票があるなどすれば課税対象。海外に1年以上滞在する

ば東南アジアで現地の平均的な人と同じ程度の暮らしをすれば、日本より安くなりやすい。「数年前のタイで日常の買い物は地元の小売店、食事は現地の人が通う食堂といった生活を送ると、家賃込みで月15万円程度だった」と旦那の浦田さんは話す。公的年金の月約20万円で賄えたという。

一方、「連日ゴルフを楽しんだり外食で高級店を巡らしたりすると、日本より生活費が高つく場合がある」(シンガポール在住でファイナンシャルプランナーの花輪聖子氏)。生活費は住居や生活スタイルによって様々だが、海外移住の相談・手続きなどを手掛ける社会保険労務士の浦田英氏は「快速に暮らすには、滞在国で半年から1年は生活できる貯蓄を用意しておきたい」と助言する。

海外で暮らす場合は、税・社会保険料を把握しよう。日本の税・社会保険料の対象となるかは、日本で働いている、住所があるなどして生活の本拠があるかが目安となる。住民税(地方税)は1月1日時点で住民票があるなどすれば課税対象。海外に1年以上滞在する

なら海外転出届を出す必要があり1月1日時点で生活の本拠がなければ納税義務はない。ただ居住国の税制や滞在期間によって現地で地方税が発生する場合もある。所得税も生活の本拠で判断する。日本に本拠があるなら国内で生じた所得に加え海外の所得も課税対象だ。本拠がなければ日本国内で生じた所得のみが日本で原則課税対象となり、居住国でも現地の所得が発生する場合がある。シニアは年金にかかる所得税に注意したい。日本に生活の本拠があれば、年金は源泉徴収された金額を受給する。本拠がない場合は滞在国が日本の年金収入に課税することがあるが「租税条約で居住国のみが課税するとの規定があれば日本の源泉徴収が免除されるため、二重課税を避けられる」(税理士の田辺政行氏)。「租税条約に関する届出書」を日本年金機構などに提出することが条件。租税条約がなかったり、あっても免除が規定されていなかったりすると国内で課税されるため、居住国で税控除の調整をする必要がある。海外生活では医療費も大切だ。現地で治療を受けると、医療費が膨らむケースがある。日本に生活の本拠がある場合は日本の公的医療保険の対象となる。帰国後に一定の手続きをすれば医療費の一部が払い戻される。(花輪聖子)